

業態転換環境整備支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 業態転換環境整備支援事業費補助金の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、非対面型・非接触型など新たな生活様式に対応した業態の転換に取り組み、事業継続や更なる成長を目指す中小企業を支援することにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「中小企業者」とは、「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者及びその規定する者が複数で構成するグループ（任意団体を含む。）（以下「グループ」という。）ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- (4) 現在営んでいる事業の業種が別表1に該当するもの。

2 この要領において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの（会社及び個人に限る。）であって事業を営む者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 県内に主たる拠点を有し、かつ県内において1年以上の事業実績があること。
- (3) 次の欠格事項に該当していないこと。

ア 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。

イ 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。

ウ 中小企業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

(補助金事業等等)

第5条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とし、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表2のとおりとする。

- (1) 応募する事業は、新たな生活様式に対応することを目的に販売方法やサービスの提供方法を変更又は追加する事業であること。
- (2) 応募する事業に係る事業計画の主たる拠点が秋田県内であること。
- (3) 応募する事業が、応募日以前に本補助金の採択を受けていないこと。
- (4) 応募する事業が、国又は県の他の補助金等の採択を受けていないこと。

(応募方法等)

第6条 本補助金に応募する者は、知事が別に定める期間内に、様式第1号から第4号（以下「応募書」という。）を知事に提出するものとする。

2 応募書の提出先は商業貿易課とする。

(応募書の審査等)

第7条 前条により応募された事業の採択は、別に定める審査委員会により審査を行い、知事が決定する。

- 2 採択の決定に際し、知事は、計画の一部の修正を命じ、又は条件を付すことができる。
- 3 第1項による審査の結果は、審査終了後、速やかに書面により通知する。

(採択の取消し)

第8条 知事は、前条第1項により採択を決定した者（以下「採択者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。

- (1) 様式第2号に基づく事業を確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

(補助金の交付申請)

第9条 採択者は、第7条第3項の通知を受けた後、知事が定める日までに交付要綱第2条に定める補助金等交付申請書を提出するものとする。

- 2 交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書は、様式第2号とする。
- 3 交付要綱第4条第1項に定める交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、原則として、同項の交付の決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある、当該事業について事業の内容が的確である場合には、応募書の提出と併せて、交付要綱第5条第1項に定める交付決定前着手届を知事に提出したのちに着手することができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、交付要綱第4条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告等)

第11条 交付要綱第7条第2項第1号に定める事業実績書は様式第5号によるものとする。

- 2 交付要綱第7条第2項第3号に定める書類は、様式第6号及び別表3に掲げるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業実施状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業計画の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、各年度終了後3ヵ月以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業実績等について、様式第7号により別表4に掲げる書類を添え、知事に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第2項に定める書類に様式第8号を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第15条 知事は、交付要綱第10条の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

- (1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。
- (2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(収益納付)

第16条 知事は、事業実施状況報告書（様式第7号）から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合に、補助金額を上限として収益納付を補助事業者に対して命ずることができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。）
2 漁業（大分類 B に含まれるもの。）
3 金融・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
4 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 8 3 1）、一般診療所（小分類 8 3 2）、歯科診療所（小分類 8 3 3）
5 医療・福祉（大分類 P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 8 5）
6 以下のサービス業 (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 2 3 年 7 月 1 0 日、法律第 1 2 2 号）により規制の対象となるもの。） (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 8 0 3 に含まれるもの。） (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類 8 0 9 6 に含まれるもの。） (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） （細分類 7 2 9 1 に含まれるもの。） (5) 集金業、取立業（公共料金またはこれに準じるものは除く。） (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7 9 9 9 に含まれるもの。） (7) 宗教（中分類 9 4 に含まれるもの。） (8) 政治・経済・文化団体（中分類 9 3 に含まれるもの。）

(平成 2 5 年 1 0 月改訂「日本標準産業分類」による。)

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
専門家謝金（総事業費の 1/5 以内）、専門家旅費、消耗品費、役務費、外注費、公的認証等取得経費、機械器具等導入費、広告宣伝費（総事業費の 1/3 以内）、その他知事が必要かつ適当と認める経費 ただし、汎用性の高いものに係る経費は対象外とする。	補助対象経費の 1/2 以内 ただし、グループの場合は 2/3 以内	1 0 0 万円	交付決定の日から令和 4 年 2 月 28 日まで

別表 3 (第 11 条関係)

① 見積書又は仕様等が確認できる書類（軽微なものは省略可能）
② 請求書又は請求額が確認できる書類（軽微なものは省略可能）
③ 銀行振込の利用明細又は領収書
④ その他、債務の発生事実及び支払いにあたって作成又は取得した一切の書類

別表 4 (第 13 条関係)

直近期末の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書）
--